

# 初心者・法律事務所のパラリーガル・スタッフのための 〈大阪開催〉ビジネス法律英語基本講座

▶ 法律英語の基礎、英文文書管理、取引交渉、英文文書の訳し方、演習

主催 一般社団法人 国際商事法研究所

## 講座開設の趣旨

- ▶ 本講座は国際法務部門の初心者、法律事務所のパラリーガル・スタッフのパワーアップをはかるため、国際ビジネスにとって不可欠の法律英語の必須知識から、英文文書の管理と法的リスクマネジメント、さらには具体的な題材をもとにした英文ビジネスレターや英文契約書の訳し方のコツなどについて演習する盛り沢山の講義内容となっている。
- ▶ 講師の長谷川弁護士は、米国ワシントン大学ロースクール修了後、ニューヨークとロンドンの著名な法律事務所です務に従事され、現在、第一線の渉外弁護士として活躍されているエキスパートである。氏の懇切丁寧な指導ぶりには定評がある。
- ▶ 法務の国際化が進展するなかで、国際法務部門の初心者及び法律事務所のパラリーガル・スタッフを対象にした本講座を各社の研修機関として利用していただきたく、ご案内申し上げる次第である。

## 開催の要領

- 講師 長谷川俊明 弁護士
- 日時 平成30年7月26日(木) 午前10時～午後4時  
(入室は9時30分からとなります)
- 会場 北浜フォーラム3階会議室  
大阪市中央区北浜1-8-16(大阪証券取引所ビル3階)  
(地下鉄) 堺筋線・京阪本線：北浜駅直結  
御堂筋線：淀屋橋駅徒歩7分(地下道直結)  
電話 06(6202)2311
- 受講料 会員 32,400円 (非会員 37,800円) 消費税込

- 申込方法 受講申込書にご記入の上、郵送、Fax、またはホームページによりお申込下さい。
- 申込先 東京都中央区八丁堀3-25-10(JR八丁堀ビル3階)  
一般社団法人 国際商事法研究所 〒104-0032  
電話 03(3553)6838～9 Fax 03(3555)1545  
E-mail: ibl@ibltokyo.jp http://www.ibltokyo.jp
- 取引銀行 三菱東京UFJ銀行新富町支店 当座(口座番号0133913)  
※録音機器、パソコン等の持込みは、ご遠慮願います。  
※受講料は開催日の前営業日までにお振込み下さい。尚、お支払が遅れる場合は事前にご連絡願います(お支払後の受講料の返金または他セミナーへの振替は認められません。代理出席は可)。

お取消の場合は開催日の前営業日まで必ずご連絡ください。ご連絡の無い場合は準備の都合上、受講料は請求させていただきます。

## 主要講義項目

- I 国際ビジネス社会と英語
  - (1) 単なる英会話からビジネス英語・法律英語の時代へ
  - (2) 国際ビジネスの社会は、法律関係を重視した厳しい世界である。ビジネス英語のなかでも、取引の成否・内容に直結する法律英語が重要となる。
  - (3) 電子商取引とデジタル時代の英文契約
  - (4) ウィーン国際物品売買条約(C I S G)と取引ルールのグローバル化
  - (5) 「国際ハブ法務」の実践と法律英語
  - (6) 民法改正、会社法改正と法律英語
- II 英文文書の管理と法的リスクマネジメント
  - (1) 国際ビジネス社会における法的リスクの顕在化を予防するためには、戦略的文書管理が必要(国際訴訟社会のリスクを直視したうえでの戦略法務の一環)
  - (2) 国際取引に使われる英文文書
    - a. 企業活動のグローバル化
    - b. なぜ英文文書が圧倒的に多いか
    - c. ディ・ファクト・スタンダードとしての英文契約
    - d. 英文文書の種類(ビジネスレターから英文契約書まで。法的効力のあるものとならないもの)
  - (3) 内部統制としての英文文書の管理体制と取引交渉
    - a. 「交渉部隊」と「後方支援部隊」  
後方支援体制がどれだけ整っているかがポイント
    - b. 「内なる国際化」の進展による、国内本社機構内における文書管理スタッフの充実、プロフェッション・スタッフの強化、必要な文書審査のエキスパートの養成
    - c. 交渉英語と予備的交渉段階でとりかわすLOIなどのポイント
      - ・ だれが、だれと交渉するか (who, whom)
      - ・ いつ交渉をするか (when)
      - ・ どこで交渉したらよいか (where)
      - ・ なぜ何を目的に交渉をするのか (why)
      - ・ どのように交渉すべきか (how)
      - ・ LOIの作り方と法的効力の見きわめ
- III 法律英語の基礎知識
  - (1) 法律英語の起源、特色
  - (2) 法律英語特有の語句、言いまわし
  - (3) 簡単ではあるが注意すべき語句の用法  
and, or, such, after, from, before, etc.
  - (4) 英米契約法の必須知識……契約の成立を考える
    - a. コモン・ローとは何か(大陸法と英米法の違い)
    - b. considerationの理論とは(contractとagreementの違い)
    - c. 書面性の要件(文書に対する基本認識の違い)
- IV 英文法律文書の実務(具体的題材をもとにした演習)
  - (1) 簡単な英文ビジネスレターから英文契約書まで、その作成、訳し方のポイント(秘密保持契約を題材に)
  - (2) 法律文章英訳のポイント
  - (3) 必要な小道具(法律辞書、参考書、チェックリスト)
  - (4) 弁護士(外国弁護士を含む)の利用の仕方

## 【質疑応答】

### ◎講師のプロフィール

長谷川 俊明 弁護士

#### 【略歴】

昭和48年早稲田大学法学部卒。53年、米国ワシントン大学ロースクール法学修士。その後、ニューヨーク、ロンドンの法律事務所にて実務に携わり、第一線の渉外弁護士として活躍中。

#### 【主要著書・論文】

訴訟社会アメリカ(中公新書) 日米法務摩擦(中央公論新社)  
新法律英語のカギ(レクシスネクシス・ジャパン) 海外進出の法律実務(中央経済社)  
ロードス21法律英語辞典(東京堂出版) ビジネス法律英語入門(日経文庫)  
国際ビジネス判例の見方と活用(中央経済社) 訴訟社会(訳書、保険毎日新聞社)  
外部委託の契約実務(中央経済社)  
英文契約600のQ&A(「国際商事法務」誌上にて、好評連載中)

キ.....リ.....ト.....リ.....線.....

<b>受講申込書</b>			一般社団法人 国際商事法研究所 御中
〈大阪開催〉「ビジネス法律英語基本講座」を受講したく、下記のとおり申込みます。			平成30年 月 日
会社名	住所	〒	
部課名	T E L		
受講者名			
受講料			

※申込書が到着次第、受講票と請求書をお送り申し上げます。 ※会員について、入会案内書をご希望の方はご請求下さい。  
※ご記入いただいた個人情報、当所からの各種ご案内の目的以外には利用いたしません。